

建築物等の解体・補修工事を行うみなさまへ

# 建築物等の解体・改修時は 防音 石綿含有建材の 事前調査・報告が必要です！

元請業者又は自主施工者は事前調査の結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合、30万円以下の罰金が科されます。

(大気汚染防止法第35条第5項)

アスベストは肺がんや中皮腫の発症リスクを大幅に増加させます

- 元請業者（施工業者）は建築物等の解体・改修工事を行う際、**必ず石綿（アスベスト）の使用の有無を確認する事前調査**が義務づけられています。
- 令和4年4月1日以降に着手した一定の規模以上の解体・改修工事は、石綿事前調査結果の報告が必要となりました。
- 令和5年10月1日から、有資格者による事前調査が義務付けられました。

石綿事前調査の流れは裏面で確認！

# 石綿事前調査の流れ

## 1 事前調査の必要性

- 事前調査は、原則、全ての建築物・工作物の解体等を行う際に実施が義務付けられています。
- 以下に該当する場合は、事前調査の実施は不要です。

- ① 石綿等が含まれていないことが明らかな材料(木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等)かつ周囲の材料を損傷させるおそれのない作業
- ② 石綿飛散の可能性がほとんどない簡易な損傷しか及ぼさない作業(釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等)
- ③ 現存する材料等を除去せず、新たな材料を追加するのみの作業(既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等)
- ④ 国土交通省等による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された一部工作物

※ 詳しくは「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」第4章の事前調査の項目(P.89)をご覧ください。

## 2 事前調査の流れ

- 事前調査は、以下の流れで行います。
- 設計図書等による書面調査や、現地における目視調査は、有資格者等(右頁記載)が行います。
- 石綿の有無に関わらず、元請負業者から所有者(発注者)へ書面による調査結果の報告が義務付けられています。

平成18年8月31日以前に新築工事に着手した建築物等か  
(設計図書等による確認)

該当

非該当

- ① 設計図書等による書面調査
- ② 現地における目視調査

有資格者等のみ実施可能

石綿無し  
として判断

※必要に応じて分析

石綿の有無(みなし含む)を判断

所有者へ書面報告

## 3 石綿事前調査結果報告システムによる報告

- 以下に該当する場合、「2」の調査結果について、県(仙台市は市)への報告が必要です。
- 報告は「石綿事前調査結果報告システム」により行います。

- |                |   |                 |
|----------------|---|-----------------|
| • 建築物の解体工事     | → | 作業対象の総床面積が80㎡以上 |
| • 建築物の改造・補修    | } | 請負金額が税込100万円以上  |
| • 工作物の解体・改造・補修 |   |                 |



報告は、  
パソコンまたは  
スマホから  
24時間可能です。





## 有資格者等<sup>※1</sup>について

有資格者とは以下の者を指します。

- ◆ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ◆ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ◆ 一戸建て等石綿含有建材調査者<sup>※2</sup>
- ◆ 工作物石綿事前調査者(令和8年1月1日～)<sup>※3</sup>



- ※1 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者も「同等以上の能力を有する者」として認められています。
- ※2 「一戸建ての住宅」「共同住宅の内部」に限ります。
- ※3 現在、工作物の石綿事前調査には資格者要件はありませんが、令和8年1月1日から有資格者による調査が義務付けられます。



## 工事前後の確認事項一覧

### 工事開始前まで

	建築物の解体・改修工事	工作物の解体・改修工事
事前調査・分析調査の実施	●	●
事前調査に関する資格者要件	●	▲ <sup>※1</sup>
事前調査結果の記録の保存(3年間)	●	●
発注者への説明(書面交付)	●	●
事前調査結果等の報告	●	●
特定粉じん排出等作業実施届出書 ※吹付け石綿等(レベル1)や石綿含有保温材等(レベル2)がある場合	●	●

- ※1 令和8年1月1日から施行されますが、施行前においても有資格者による事前調査の実施が望ましいとされています。

### 工事開始後

	石綿含有建材あり	石綿含有建材なし
事前調査結果記録の作業場への備え付け・掲示	●	●
飛散防止対策(養生隔離、湿潤化、負圧等) <sup>※2</sup>	●	
石綿作業実施の掲示	●	
作業実施状況の記録・3年保存	●	

- ※2 詳しくは「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」をご覧ください。

# 石綿規制の情報収集に利用できるサイトのご案内

## 環境省

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」等の資料が確認できます。



## 石綿総合情報ポータルサイト(厚生労働省)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

基礎知識からシステムまで幅広い情報が収集できます。



## 石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

事前調査結果はこちらからご報告をお願いします。  
24時間対応のFAQチャットで質問ができます。



## 大気汚染防止法に関するお問い合わせ先

問い合わせ先	住 所	電 話 番 号	所 管 区 域
仙南保健所 環境廃棄物班	大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、村田町、 柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所 環境廃棄物班	塩竈市北浜四丁目8-15	022-363-5506	塩竈市、多賀城市、富谷市、 松島町、七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所 岩沼支所 環境廃棄物班	岩沼市中央三丁目1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 環境廃棄物班	大崎市古川旭四丁目1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 環境廃棄物班	石巻市あゆみ野五丁目7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市、登米市、東松島市、 女川町
気仙沼保健所 環境廃棄物班	気仙沼市東新城三丁目3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
仙 台 市 環 境 対 策 課 大 気 係	仙台市青葉区二日町6番12号 MSビル二日町	022-214-8222	仙台市